

自治会

コミュニティ資料 (別冊)

申請様式集

〈保存版〉

【令和8年度～令和10年度】

※紙の使用削減のため、内容の変更がない限り3年間保存活用願います。

野洲市自治連合会

事務局：市民部自治防災課

野洲市小篠原2100番地1

TEL077-587-6043 FAX077-587-4033

自治会活動を支援する施策一覧

項 目	概 要	掲載頁									
○ 野洲市自治会活動活性化補助金 (自治防災課) TEL587-6043	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会が実施する備品の購入、施設の整備、活動経費や認可地縁団体の不動産登記に対し補助金を交付します。 補助基本額 最高80万円 補助率 2分の1 (補助金の限度額 最高40万円) ・自治会館の耐震診断に対し補助金を交付します。 補助基本額 最高80万円 補助率 10分の10 (補助金の限度額 最高80万円) ・自治会が実施する小型動力ポンプの購入に対し補助金を交付します。整備をする年度の前年度に自治防災課との協議が必要です。 補助基本額 最高150万円 補助率 2分の1 (補助金の限度額 最高75万円) <p>* 次年度の計画については、毎年8月頃に各自治会に照会します。 * オンライン申請については、別途通知します。</p>	1									
○ 野洲市自治会活動交付金 (自治防災課) TEL587-6043	自治会のまちづくり活動に係る経費の負担を軽減することにより、当該活動の活性化の促進及び市と自治会との協働のまちづくりの推進に寄与するため、交付します。 * 次年度の防犯灯維持管理交付金については、当年度の8月分の電気料金が基準となりますので、必ず領収書を保管しておいてください。	18									
○ 野洲市自治会館等建設事業補助金 (自治防災課) TEL587-6043	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会館等の建設、修繕に対し、補助金を交付します。 ・バリアフリー化などの改修工事も対象となります。 <p>* 次年度の計画については、毎年8月頃に各自治会に照会します。</p>	24									
○ 野洲市景観形成事業費補助金 (自治防災課) TEL587-6043	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の規定に基づき、市内の自治会が景観形成を図るために行う事業に要する経費に対し、補助金を交付します。 * 次年度の計画については、毎年8月頃に補助金対象の自治会(近隣景観協定を結ばれている自治会)にお知らせします。	35									
○ 野洲市個性輝く自治活動補助金 (自治防災課) TEL587-6043	市内の自主防災組織が実施する防災用資機材の整備に要する経費に対し、滋賀県自治振興交付金実施要綱の規定に準じて補助を行います。なお、補助率は2分の1 * ひとつの自主防災組織で1回限りの補助とします。 * 次年度の計画については、毎年8月頃に各自治会に照会します。	37									
○ 野洲市一斉清掃運動交付金 (環境課) TEL587-6003	市内全域を対象に行う一斉清掃運動に際し、自治会が道路、河川、公園等の公共的な場所で行う清掃運動に係る車両の借上げに要する経費の一部を交付します。 <div style="text-align: center;">(1台当たり:上限額)</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">最大積載量</td> <td style="padding: 5px;">1トン以上</td> <td style="padding: 5px;">1トン未満</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">レンタカー、企業等借用 (有償)2台まで</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">9,000円</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他の車両 (自治会員など)4台まで</td> <td colspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">1,500円</td> </tr> </table>	最大積載量	1トン以上	1トン未満	レンタカー、企業等借用 (有償)2台まで	9,000円	5,000円	その他の車両 (自治会員など)4台まで	1,500円		39
最大積載量	1トン以上	1トン未満									
レンタカー、企業等借用 (有償)2台まで	9,000円	5,000円									
その他の車両 (自治会員など)4台まで	1,500円										
<p>オンライン申請が可能になりました</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div> <p>野洲市公式HP ⇒ <u>メニュー</u> ⇒ <u>組織から探す</u> ⇒ <u>環境課</u> ⇒ <u>環境美化活動・環境学習</u> ⇒ <u>野洲市一斉清掃運動について</u></p> <p>https://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/kankyuu/hozen_gakusyu/1707800534216.html</p> </div> </div>											

項 目	概 要	掲載頁
○野洲市高齢者健康生きがい安心 事業費等自治会交付金 (高齢福祉課) TEL588-2337	自治会が自主的に行う地域の高齢者福祉を充実させるための活動に対し、交付金を交付します。	42
○野洲市河川愛護作業補助金 (道路河川課) TEL587-6323	河川愛護の思想を普及させることを目的に河川愛護にかかる経費の一部を助成します。	53
○自主防災組織等活動交付金 (自治防災課) TEL587-6043	地域の防災力を高めるため、各自治会の自主防災組織及び自衛消防隊等が実施する活動に対し、交付金を交付します。	59
○(一財)自治総合センターの コミュニティ支援施策 (自治防災課) TEL587-6043	宝くじの収益を財源とし、コミュニティの健全な発展を図ることを目的に、備品の整備などに対し助成金を交付します。 * 次年度の計画については、毎年8月頃に各自治会に照会します。	79

○備品台帳	備品台帳の参考例です。 備品は自治会の大切な財産です。 備品台帳を作成して、自治会で管理しましょう。	80
-------	--	----

野洲市自治会活動活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住民と行政の協働によるまちづくりの推進のため、市内の自治会が自主的に行うまちづくり活動事業に要する経費に対し、予算の範囲内において自治会活動活性化補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、野洲市補助金等交付規則（平成16年野洲市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、野洲市自治連合会に加入している自治会及び自治連合会（学区自治連合会を除く。）とする。

(対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業、補助基本額、補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の規定による市長が定める日は、毎年9月30日とし、補助金交付申請書に添付する事業計画書は、様式第1号によるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該市長が定める日を変更することができる。

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、事業実績報告書（様式第2号）とし、その提出期限は、補助事業を完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までとする。

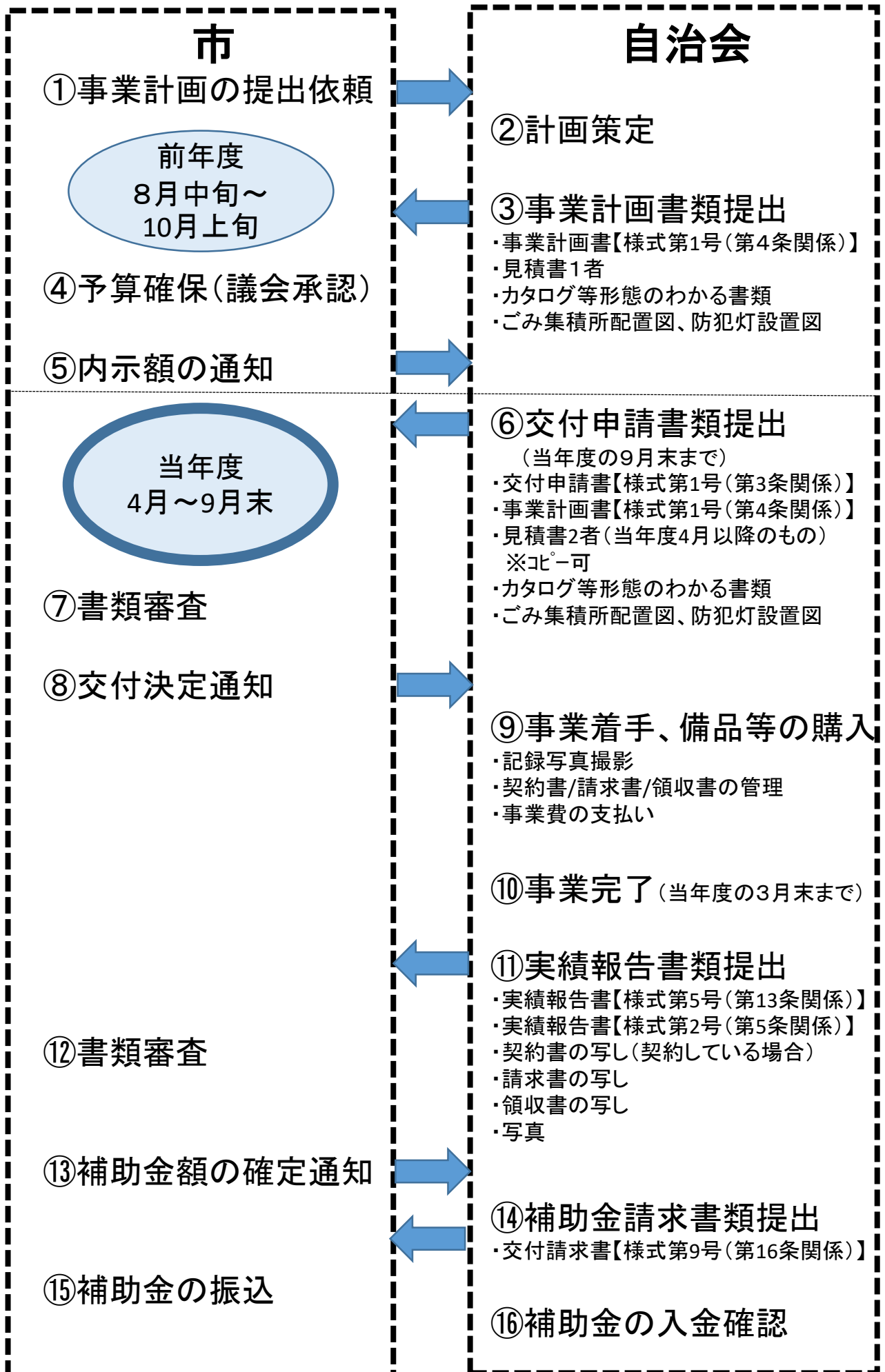
(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第3条関係)

対象区分	A. 自治会活動促進に係る備品の購入	B. コミュニケーションの推進と健康づくり	C. 広場、公園の管理（自治会館敷地を含む。）	D. 住環境の保全・安全対策	E. 消防防災備品の購入	F. 地縁による団体の不動産登記	G. 小型動力ポンプの購入	H. 自治会館の耐震診断
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 印刷機 コピー機 電話 ファクシミリ デジタルカメラ ICレコーダー パソコン タブレット インターネットに接続するために必要となる機器一式（プロバイダー契約及びアクセスポイントを自治会館に設置する工事を要する経費を除く。） プリンター シュレッダー テレビ DVD/Blu-rayプレーヤー カセットプレーヤー プロジェクター スクリーン 演台 黒板 ホワイトボード 書棚 机 椅子 冷蔵庫 掃除機 冷暖房器具(埋め込み型エアコンを除く。) 自治会館の畳、襖、上敷 防災カーペット 防災カーテン 収納庫 掲示板 案内板 屋外用時計 スリッパ 可動式パーテーション 車椅子 電子レンジ 炊飯器 	<ul style="list-style-type: none"> 郷土史の編集及び発行（1自治会当たり1回限りとする。） スポーツ用具（娯楽性の高いものを除く。） テント 放送設備 祭りに係る太鼓等の事業実施に直接必要な備品（消耗品並びに特定の宗教団体及び宗教施設の名称が入ったものを除く。） イベント活動経費（謝礼、出演料、印刷広告費） 	<ul style="list-style-type: none"> 遊具等の設置 ベンチの設置 屋外用時計の設置 収納庫（床面積10㎡以下）の設置 植栽、剪定、伐採、除根 砂の補充 防球ネット、フェンス等の設置及び修繕 その他広場、公園の管理に係る備品の購入 その他広場、公園の管理に係る材料代（施工費を除く。） 屋外用トイレの新設及び修繕（協議を要する課の許可、手続等が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積所の設置及び修繕 防犯灯の設置及び修繕 防犯カメラの設置及び修繕（運用基準の作成が必要。） AEDの設置及び維持管理 防犯用品の購入（消耗品を除く。） 草刈機の購入及び修繕 道路補修用機材の購入 里道の整備 水路の整備（公共の用に供するための乗り入れ整備を含む。） コミュニティバス停留所に関するもの 防草シートの設置 害獣用防護柵の設置（電気柵を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 消火栓器具一式（消火栓器具一式とは、消防用ホース（65mm×20m）3本、管そう（噴霧ノズルを含む。）、スタンドパイプ及び開閉キー各1本並びに消火栓器具格納庫（金属製）をいう。ただし、市長が特に認めた場合には、ホース1本を減じることができる。なお、消防用ホース及び管そうの口径については、消火栓（呼称65mm）及びスタンドパイプに接続できるよう差込式異径媒介金具を併せて設置する場合のみ、65mm以外に50mmのものについても認める。） 消防用ホース 格納箱 消防用ホース乾燥塔 ヘルメット 長靴 消火器 法被又は防災機能を備えた被服 災害用備蓄食料品（ただし、自治会で適正に管理し、自主防災組織等活動計画書において年1回の点検を行うとともに、消防防災備品等保有状況調査書に掲載するものに限る。） 担架 その他消防防災備品（材料代を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産登記に伴い必要となる司法書士等へ支払う報酬、調査費、旅費等（地方自治法（昭和25年法律第261号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（この表において「認可地縁団体」という。）の設立を促進するとともに、認可地縁団体が保有する財産の適正管理を図るものに限る。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）に基づく登録免許税に相当する経費を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 小型動力ポンプ 台車 その他付属品 	<ul style="list-style-type: none"> 1施設当たり1回限りとする。ただし、前回の補助から10年以上経過した場合及び制度上の変更があった場合を除く。
協議を要する課	市民部自治防災課	市民部自治防災課	都市建設部都市政策課 環境経済部農林水産課 健康福祉部こども課 市民部自治防災課	環境経済部環境課 環境経済部農林水産課 都市建設部道路河川課 都市建設部土木管理課 市民部自治防災課	市民部自治防災課	市民部自治防災課	市民部自治防災課	市民部自治防災課
補助基本額	2,000円以上800,000円以下						2,000円以上1,500,000円以下	1,000円以上800,000円以下
補助率	1/2						1/2	10/10
補助金の限度額	400,000円						750,000円	800,000円
申請に要する書類	見積書（2者以上）、カタログ等形態の分かる書類、ごみ集積所の設置又は修繕の場合はその配置図、防犯灯の設置又は修繕の場合はその配置図、その他市長が必要と認める書類							
実績報告に要する書類	契約書の写し（契約行為がある場合）、請求書の写し、領収書の写し、写真（設置状況等が分かるもの）、その他市長が必要と認める書類							
備考	<ul style="list-style-type: none"> 処分費、運搬費、撤去費用は、更新するに当たり一連であるため補助対象とする。 事業の目的を達成するために必要な場合に限り、本体に加え周辺機器を補助対象とする。 レンタル代及びリース代は、対象としない。 中古品は対象としない。 							

野洲市自治会活動活性化補助金 交付手続の流れ



様式第1号（第3条関係）

年 月 日

野洲市長 様

自治会名

自治会長名

年度 野洲市自治会活動活性化補助金交付申請書

年度において、自治会活動活性化補助事業について、自治会活動活性化補助金
円を交付されるよう、野洲市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を
添えて申請します。

記

関係書類

- (1) 年度野洲市自治会活動活性化補助事業計画書
- (2) 見積書(2者以上)
- (3) カタログ等形態のわかる書類
- (4) 集積所の設置又は修繕の場合はその配置図
- (5) 防犯灯の設置又は修繕の場合はその配置図
- (6) その他市長が必要と認める書類(消火栓の配置図等)

年度野洲市自治会活動活性化補助事業計画書

自治会名	自治会
------	-----

単位：円

対象区分 (A~F)	事業内容	新規 更新	事業費（税込）
1		新規・更新	
2		新規・更新	
3		新規・更新	
4		新規・更新	
事業費小計			(a)
内示補助基本額			(a')
補助基本額 (a)の1,000円未満切捨てと (a')のいずれか低い額			(a'')

5	G	小型動力ポンプ購入	事業費	(b)
		補助基本額	2,000円以上1,500,000円以下 1,000円未満切捨て	(b')

6	H	自治会館耐震診断	事業費	(c)
		補助基本額	1,000円以上800,000円以下 1,000円未満切捨て	(c')

補助金額算定	補助基本額 (a'')*1/2 限度額400,000円 (d) 1,000円未満切捨て	補助基本額 (b')*1/2 限度額750,000円 (e) 1,000円未満切捨て	補助基本額 (c')*1/1 限度額800,000円 (f) 1,000円未満切捨て

補助金合計 (d)+(e)+(f)		(g)
----------------------	--	-----

事業費内訳	事業費合計 (h) =(a)+(b)+(c)	市補助金 (g)	自己資金 (h)-(g)	自己資金内訳		
	会費			寄附金	その他	

■ごみ集積所を設置される場合は、どちらかひとつにレ印を記入してください。

既設の集積所を撤去して新設する。

新たに設置する。（場所の変更も含む。なお、収集業者との調整により、場所の移動をお願いする場合があります。）

■添付書類

- ・見積書(2者以上)
- ・カタログ等形態のわかる書類
- ・集積所の設置又は修繕の場合はその配置図
- ・防犯灯の設置又は修繕の場合はその配置図
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

野洲市長 様

自治会名

自治会長名

年度 野洲市自治会活動活性化補助事業変更(中止・廃止)承認申請について

年 月 日付け野自第 号で補助金の交付決定のあった野洲市自治会活動活性化補助金について、下記のとおりその内容を変更(中止・廃止)したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更(中止・廃止)の理由

2. 変更の内容

(注)事業内容を変更する場合には、当該補助事業の交付申請書に添付した様式第1号に変更前と変更後の内容が比較対照できるよう、変更前の内容を黒字で記入し、変更部分は、その上に朱書き又は括弧書きで記入したものを添付すること。

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

野洲市長 様

自治会名

自治会長名

年度 野洲市自治会活動活性化補助金実績報告書

年 月 日付け野自第 号で、自治会活動活性化補助金の交付の決定の通知があった自治会活動活性化事業について、野洲市補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 年度野洲市自治会活動活性化補助事業実績報告書
- (2) 契約書の写し(契約行為がある場合)
- (3) 請求書の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 写真(設置状況等がわかるもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

令和 年度野洲市自治会活動活性化補助事業実績報告書

自治会名	自治会
------	-----

単位：円

	対象区分 (A~F)	事業内容	新規 更新	事業費（税込）
1			新規・更新	
2			新規・更新	
3			新規・更新	
4			新規・更新	
事業費小計				(a)
内示補助基本額				(a')
補助基本額 (a)の1,000円未満切捨てと (a')のいずれか低い方				(a'')
5	G	小型動力ポンプ購入	事業費	(b)
		補助基本額	2,000円以上1,500,000円以下 1,000円未満切捨て	(b')
6	H	自治会館耐震診断	事業費	(c)
		補助基本額	1,000円以上800,000円以下 1,000円未満切捨て	(c')

補助金額算定	補助基本額 (a'')*1/2 限度額400,000円 (d) 1,000円未満切捨て	補助基本額 (b')*1/2 限度額750,000円 (e) 1,000円未満切捨て	補助基本額 (c')*1/1 限度額800,000円 (f) 1,000円未満切捨て

補助金合計 (d)+(e)+(f)	(g)
----------------------	-----

事業費内訳	事業費合計 (h) =(a)+(b)+(c)	市補助金 (g)	自己資金 (h)-(g)	自己資金内訳		
				会費	寄附金	その他

■添付書類

- ・契約書の写し（契約行為がある場合）
- ・請求書の写し
- ・領収書の写し
- ・写真（設置状況等がわかるもの）
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第16条関係）

年 月 日

野洲市長 様

自治会名

自治会長名

年度 野洲市自治会活動活性化補助金 交付請求書

年 月 日付け野自第 号で額の確定の通知があった、自治会活動活性化補助金を下記のとおり交付されるよう、野洲市補助金等交付規則第16条第1項の規定により 請求します。

金

円

様式第1号（第3条関係）

**提出日を記入し
てください。**

年 月 日

野洲市長 様

**自治会名、自治会長名を
ご記入ください。**

自治会名

自治会長名

年度 野洲市自治会活動活性化補助金交付申請書

年度において、自治会活動活性化補助事業について、自治会活動活性化補助金
円を交付されるよう、野洲市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を
添えて申請します。

補助金申請額をご記入ください。

関係書類

- (1) 年度野洲市自治会活動活性化補助事業計画書
- (2) 見積書(2者以上)
- (3) カタログ等形態のわかる書類
- (4) ごみ集積所の設置又は修繕の場合はその配置図
- (5) 防犯灯の設置又は修繕の場合はその配置図
- (6) その他市長が必要と認める書類(消火栓の配置図等)

**2者以上の見積書を添
付してください。**

年度野洲市自治会活動活性化補助事業計画書

自治会名	●●●	自治会
------	-----	-----

単位：円

対象区分 (A~F)	事業内容	新規 更新	事業費（税込）
1	A 掲示板	新規・更新	101,000
2	D ごみ集積所	新規・更新	202,000
3	E 格納箱・ヘルメット・法被	新規・更新	302,500
4		・更新	
事業費小計			605,500 (a)
内示補助基本額			555,000 (a')
補助基本額			555,000 (a'')

(a)の1,000円未満切捨てと(a')のいずれか低い額

1,000円未満切り捨て
事業費と内示補助基本額のいずれか低い額を記入してください。

5	G	小型動力ポンプ購入	事業費	(b)
		補助基本額	2,000円以上1,500,000円以下 1,000円未満切捨て	(b')

6	H	自治会館耐震診断	事業費	(c)
		補助基本額	1,000円以上800,000円以下 1,000円未満切捨て	(c')

補助金額算定	補助基本額 (a'')*1/2 限度額400,000円 (d) 1,000円未満切捨て	補助基本額 (b')*1/2 限度額750,000円 (e) 1,000円未満切捨て	補助基本額 (c')*1/1 限度額800,000円 (f) 1,000円未満切捨て
1,000円未満切り捨て	277,000		
補助金合計 (d)+(e)+(f)	277,000 (g)		

事業費内訳	事業費合計 (h) =(a)+(b)+(c)	市補助金 (g)	自己資金 (h)-(g)	自己資金内訳		
	605,500	277,000	328,500	会費	寄附金	その他
				328,500		

■ ごみ集積所を設置される場合は、どちらかひとつにレ印を記入してください。

既設の集積所を撤去して新設する。

新たに設置する。（場所の変更も含む。なお、収集業者との調整により、場所の移動をお願いする場合があります。

■ 添付書類

- ・見積書（2者以上）
- ・カタログ等形態のわかる書類
- ・集積所の設置又は修繕の場合はその配置図
- ・防犯灯の設置又は修繕の場合はその配置図
- ・その他市長が必要と認める書類

2者以上見積りをご提出ください。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

野洲市長 様

自治会名、自治会長名を
ご記入ください。

自治会名

自治会長名

日付・番号は
交付決定通知から
転記してください。

年度 野洲市自治会活動活性化補助事業変更(中止・廃止)承認申請について

年 月 日付け野自第 号で補助金の交付決定のあった野洲市自治会活動活性化補助金について、下記のとおりその内容を変更(中止・廃止)したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更(中止・廃止)の理由

2. 変更の内容

(注)事業内容を変更する場合には、当該補助事業の交付申請書に添付した様式第1号に変更前と変更後の内容が比較対照できるよう、変更前の内容を黒字で記入し、変更部分は、その上に朱書き又は括弧書きで記入したものを添付すること。

様式第5号（第13条関係）

野洲市長 様

**提出日を記入し
てください。**

年 月 日

**自治会名、自治会長名
を
ご記入ください。**

自治会名

自治会長名

**交付決定通知書の日付・番号
※変更承認申請をした場合
変更承認通知書の日付・番号**

年度 野洲市自治会活動活性化補助金実績報告書

年 月 日付け野自第 号で、自治会活動活性化補助金の交付の決定の通知があった自治会活動活性化事業について、野洲市補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 年度野洲市自治会活動活性化補助事業実績報告書
- (2) 契約書の写し(契約行為がある場合)
- (3) 請求書の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 写真(設置状況等がわかるもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第16条関係）

**実績報告書の提出日
と同じ日を記入してく
ださい。**

年 月 日

野洲市長 様

**自治会名、自治会長名
を
ご記入ください。**

自治会名

自治会長名

**額の確定通知書の日付・番号
※実績報告書と同時に提出する
場合は空欄でご提出ください。**

年度 野洲市自治会活動活性化補助金 交付請求書

年 月 日付け野自第 号で額の確定の通知があった、自治会活動活性化補助金を下記のとおり交付されるよう、野洲市補助金等交付規則第16条第1項の規定により 請求します。

金

円

**額の確定通知書に記載の
確定額をご記入ください。**

自治会活動活性化補助金に関するQ&A

Q この補助金の目的や内容は何ですか。

A 住民と行政の協働によるまちづくりの推進のため、自治会が行う備品購入等まちづくり活動に要する経費に対して、予算の範囲内で補助を行います。補助対象となる事業は、別表（P. 2）のとおりです。

Q 申請は一度しかできないのですか。

A 補助限度額内であるならば何度でも申請できますが、できるだけ一度で申請される方が事務が簡素化されます。また、補助金額は1,000円未満切捨てになることにご留意ください。

Q 前年度に事業計画書や見積もりを自治防災課に提出し、予算が確保できたと通知がありましたので、新年度に事業着手・備品購入を行っていいですか。

A 前年度では、市の補助金予算確保に向けて計画書を提出いただいたものであり、今年度の事業着手・備品購入は、別途自治防災課に交付申請を行い、交付決定後に行うことが可能となります。交付決定前に執行された事業については、補助金を交付することができませんのでご注意ください。

Q 事業（備品購入等）の実施時期はいつですか。

A 実施時期は、申請していただいて書類審査後、自治会に交付決定をしますので、交付決定通知を受け取られた後に発注ください。また、交付申請の提出締切は9月30日です。

Q 交付申請の時は何を提出すればいいですか。

A 下記書類を提出してください。様式は野洲市のホームページからダウンロードできます。

- ・ 交付申請書（鑑文）【様式第1号（第3条関係）】（P4）
- ・ 事業計画書【様式第1号（第4条関係）】（P5）
- ・ 見積書（2者以上）
- ・ カタログ等形態のわかる書類・設計図（ない場合は省略できます。）
- ・ 集積所の設置又は修繕の場合はその配置図
- ・ 防犯灯の設置又は修繕の場合はその配置図
- ・ その他市長が必要と認める書類
（土地を要する事業の場合は、所有者等の承諾が必要です。）

Q 交付申請等をする場合、書類を提出するため市役所（本館）まで行かないといけないのですか。

A 文書使送便（自治会長便）やメールをご利用ください。また、市民協働室（辻町410番地）へも提出していただけます。

Q 前年度申請した内容から変更したい場合はどうすればいいですか。

A やむを得ない場合に限り、補助額の限度内かつ補助対象事業であれば、変更可能です。補助対象については、別表（P. 2）をご確認ください。交付決定前の変更であれば、変更後の内容で交付申請を提出ください。交付決定後の変更であれば、変更申請書を提出ください。

Q 事業開始後、金額等の変更が起こった場合どうすればいいですか。

- A ・金額の変更の場合、変更承認申請【様式第1号（第3条関係）】（P. 6）が必要となります。
過去に変更が起こった事例としては、契約後の商品値引きや、購入数の変更などがあります。

Q 実績報告書はいつまでに提出すればいいですか。

- A 事業終了後1か月以内に提出してください。補助金の支払手続が必要ですので、遅くとも3月上旬までに提出をお願いします。

Q 実績報告の時は何を提出すればいいのですか。

- A 下記書類を提出してください。様式は野洲市のホームページからダウンロードできます。
- ・実績報告書（鑑文）【様式第5号（第13条関係）】（P. 7）
 - ・実績報告書【様式第2号（第5条関係）】（P. 8）
 - ・交付請求書【様式第9号（第16条関係）】（P. 9）
 - ・契約書の写し（契約行為がある場合）
 - ・請求書の写し
 - ・領収書の写し
 - ・写真（設置状況等がわかるもの）
- ※購入等したものは全て撮影してください。
例えばハッピー5着購入の場合、5着とも撮影してください。
- ・その他市長が必要と認める書類（必要な場合は連絡させていただきます。）

Q 銀行振込用紙を領収書の代わりとすることはできますか。

- A 銀行振込用紙に銀行の受付印等があれば、領収書の代わりとすることができます。ただし、手数料業者負担により振込金額+振込手数料=請求額となる場合は、請求書等で手数料は業者負担と記載がある場合のみ、振込手数料を含め補助対象とします。記載がない場合は補助対象外経費となり、値引きと見なします。

Q 補助金は、いつ振り込まれますか。

- A 実績報告書を提出後、補助金額を確定します。その後、交付請求書をいただいてから1か月以内に、自治会名義の口座に振り込みます。

Q その他、気をつけることはありますか。

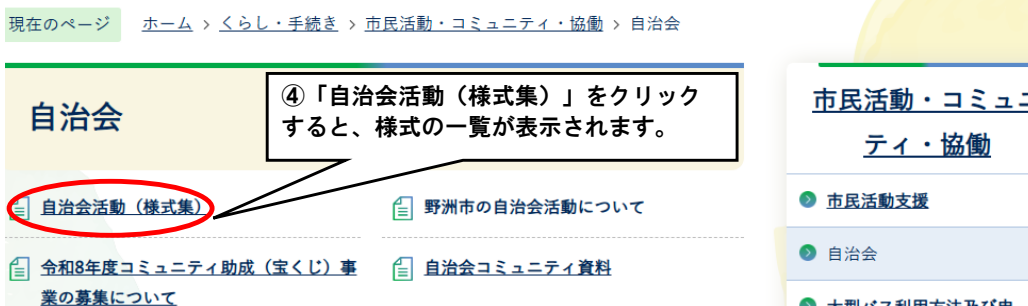
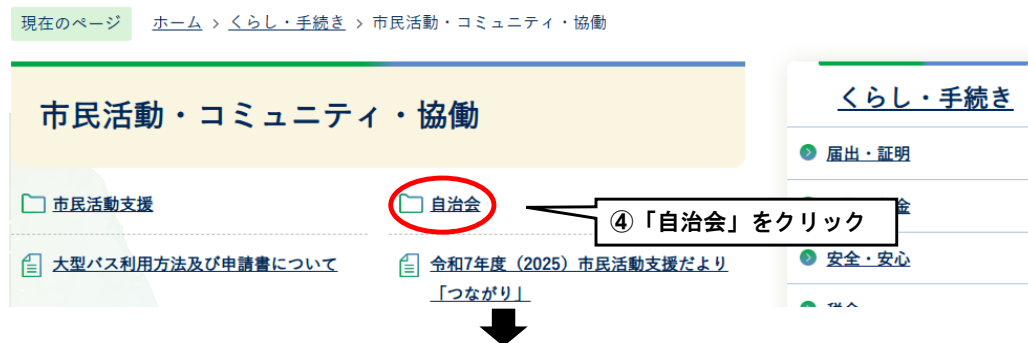
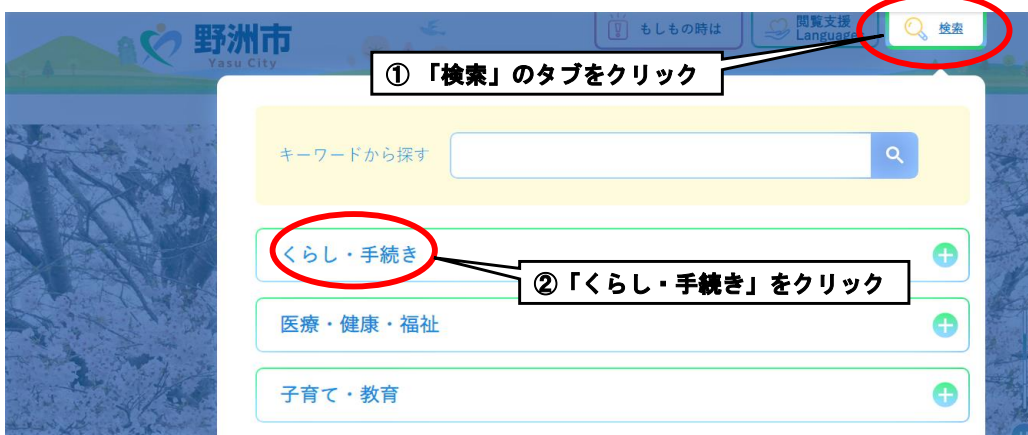
- A ごみ集積所を新設される場合や移動される場合は、回収場所の関係があるため、申請前に環境課（TEL 587-6003）へ協議をお願いします。道路や河川、公園に係る事業については担当課へ協議をお願いします。
また、購入された備品は備品台帳に登録し、自治会で大切に使用、管理してください。

Q わからないことがあればどうすればいいですか。

- A 自治防災課（TEL 587-6043）まで連絡をお願いします。また、次ページの手順で、野洲市ホームページから様式等がダウンロードできます。

様式等のダウンロード手順

野洲市ホームページのホーム画面より、①～④の順にクリックしていただくと様式集が表示されます。



野洲市自治会活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の自治会のまちづくり活動に係る経費の負担を軽減することにより、当該活動の活性化の促進及び市と自治会との協働のまちづくりの推進に寄与するため、野洲市自治会活動交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、野洲市交付金交付規則（平成19年野洲市規則第1号。第4条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者（次条において「交付対象者」という。）は、野洲市自治連合会に加入している自治会及び自治連合会（学区自治連合会を除く。）とする。

(交付対象項目、交付金の額等)

第3条 交付対象者に対し交付する交付金の対象となる項目、交付金の額等は、次のとおりとする。

交付対象項目	基礎となる 単位	交付金の額
文書配布等委託事務	世帯数	世帯数に1,600円を乗じて得た額
自治会館の利用促進	世帯数 自治会館の 面積	世帯数及び自治会館の面積の段階区分ごとに別に定める額
防犯灯の維持管理	防犯灯の灯 数	別に定める防犯灯1灯当たりの消費電力等の区分に応じた額に、防犯灯の灯数を乗じて得た額
次に掲げる公園等の維持管理	公園等の面 積	公園等の面積の段階区分ごとに別に定める額
(1) 野洲市地域ふれあい公園条例（平成16年野洲市条例第104号）に規定する野洲市地域ふれあい公園		
(2) 野洲市児童厚生施設条例（平成16年野洲市条例第109号）に規定する児童遊園		
(3) 野洲市農村公園条例（平成16年野洲市条例第139号）に規定する野洲市農村公園		
(4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園		

(実績報告及び額の確定通知の省略)

第4条 規則第11条の規定に基づき、実績報告及び交付金の額の確定通知を省略するものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。
付則以下、省略。

様式第1号（第2条関係）

野洲市自治会活動交付金交付申請書

年 月 日

野洲市長 様

自治会名 _____

申請者（自治会長・自治連合会長等）氏名 _____

年度野洲市自治会活動交付金の資金として、下記のとおり交付を受けたいので、野洲市交付金交付規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付金交付申請額 _____ 円

2 関係書類

(1) 自治会活動交付金交付申請書（明細）

野洲市自治会活動交付金交付申請書（明細）

No.	自治会名	
-----	------	--

〔この制度の概要〕
 この交付金は、市からお願いしている事務・事業や自治会で負担されている経費に対して、次の区分に応じて、一定のルールで市から交付金を交付させていただくものです。
 この申請書は、各自治会でその算出の根拠となるデータを確認いただき、提出いただく書類です。

1. 文書配布等委託事務（行政委託事務交付金）

〔この交付金の概要（所管：自治防災課）〕

市からお願いしている文書の配布や回覧物等に係る交付金です。額の算定は以下のとおり。
 現在世帯数は加入世帯数とは異なります。

本年度の4月1日 現在世帯数	1世帯当たりの単価	交付金の額
世帯	1,600円	円

2. 自治会館の利用促進（自治会館維持管理交付金）

〔この交付金の概要（所管：自治防災課）〕

コミュニティ活動の拠点施設である自治会館に係る交付金です。
 光熱水費の一部を支援するため、面積等に応じて交付金を交付します。額の算定は以下のとおり。

前年度の10月1日 現在自治会館面積	単位費用	交付金の額
m ²	下表のとおり	円

〔算定表〕

面積割		世帯数割	
100 m ² 未満	20,000円	50世帯未満	20,000円
100 m ² 以上 150 m ² 未満	25,000円	50世帯以上 100世帯未満	30,000円
150 m ² 以上 200 m ² 未満	30,000円	100世帯以上 200世帯未満	40,000円
200 m ² 以上 250 m ² 未満	40,000円	200世帯以上 300世帯未満	60,000円
250 m ² 以上 300 m ² 未満	60,000円	300世帯以上	70,000円
300 m ² 以上 350 m ² 未満	80,000円		
350 m ² 以上 400 m ² 未満	100,000円		
400 m ² 以上	120,000円		

3. 防犯灯の維持管理（防犯灯維持管理交付金）

〔この交付金の概要（所管：自治防災課）〕

自治会では、集落内に防犯灯を設置いただき、地域の安心・安全に寄与いただいています。防犯灯の維持管理経費の一部を支援するため、防犯灯の基数等に応じて交付金を交付します。

区 分	前年度の10月1日 現在防犯灯の灯数	1灯当たりの 単位費用	補正係数	交付金の額
10Wまで	灯	134円	12月×1/3	円
10Wを超える20Wまで	灯	167円		
20Wを超える40Wまで	灯	232円		
40Wを超える60Wまで	灯	296円		
60Wを超える100Wまで	灯	426円		
100Wを超える200Wまで	灯	784円		
200Wを超える300Wまで	灯	1141円		
300Wを超える400Wまで	灯	1499円		
400Wを超える500Wまで	灯	1856円		
500Wを超える600Wまで	灯	2214円		
計	灯			

*一灯当たりの単位費用については、燃料調整単価等を除いた電気料金

4. 公園等の維持管理（公園管理交付金）

〔この交付金の概要〕

自治会内には、地域の住民の方々に利用していただいている公園や遊園があり、スポーツの振興や住民の憩いの場として活用いただいています。また、地域の皆様でこれらの施設の日常の維持管理をお願いしています。

「野洲市内公園の管理協定書」に基づく公園等の日常の維持管理経費の一部を支援するため、公園等の面積に応じて交付金を交付します。額の算定は以下のとおり。

（前年度の10月1日現在）

区 分	名 称	面 積	1箇所当たり の単位費用	交付金の額
都市公園 (所管:都市政策課)		m ²	下表の とおり	円
		m ²		
		m ²		
ふれあい公園 (所管:都市政策課)		m ²	下表の とおり	円
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		

児童厚生施設設置 公園 (所管：こども課)		m ²	下表の とおり	円
		m ²		
		m ²		
農村公園 (所管：農林水産課)		m ²	下表の とおり	円
		m ²		
		m ²		

[算定表]

公園面積	都市公園・ふれあい公園・児童厚生施設設置公園・農村公園
100 m ² 未満	5,000 円
100 m ² 以上 200 m ² 未満	12,000 円
200 m ² 以上 400 m ² 未満	15,000 円
400 m ² 以上 600 m ² 未満	18,000 円
600 m ² 以上 800 m ² 未満	22,000 円
800 m ² 以上 1,000 m ² 未満	28,000 円
1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	35,000 円
1,500 m ² 以上	40,000 円

5. 交付金合計

円
<p>【この交付金を集約する所管課】 市民部 自治防災課 (TEL 077-587-6043)</p> <p>【問い合わせ先】 ※ 交付金の額等の詳細は、下記の所管課にお問い合わせください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政委託事務交付金……………市民部 自治防災課 (TEL 587-6043) 2. 自治会館維持管理交付金……………市民部 自治防災課 (TEL 587-6043) 3. 防犯灯維持管理交付金……………市民部 自治防災課 (TEL 587-6043) 4. 公園管理交付金 <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市公園……………都市建設部 都市政策課 (TEL 587-6324) (2) ふれあい公園……………都市建設部 都市政策課 (TEL 587-6324) (3) 児童厚生施設設置公園…こども家庭局 こども課 (TEL 587-6052) (4) 農村公園……………環境経済部 農林水産課 (TEL 587-6004)

○野洲市自治会館等建設事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域のコミュニティ活動を促進するため、市内の自治会が行う自治会館等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において自治会に補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、野洲市補助金等交付規則（平成16年野洲市規則第48号。第7条及び第8条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「自治会館等」とは、自治会の行う会議、講習会、研究会又はその他の文化活動に関する諸会合用施設及び自治会活動の用に供する倉庫をいう。

2 この告示において「備品等」とは、円滑な自治会活動の遂行に必要な自治会館等で使用する設備、機材等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、野洲市自治連合会に加入している自治会及び自治連合会（学区自治連合会を除く。）とする。

(補助対象経費等)

第4条 自治会館等の建築、購入又は改修に係る補助の対象となる経費、補助基本額及び補助率（次項において「補助対象経費等」という。）は、別表第1に定めるところによる。

2 寄付により自治会館等を建築し、又は取得した場合の備品等の購入に係る補助対象経費等は、別表第2に定めるところによる。

(事業計画協議書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会の代表者（次条において「自治会長」という。）は、あらかじめ事業計画協議書（様式第1号）を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(内定)

第6条 市長は、前条に規定する事業計画協議書を受領したときは、当該協議書及び事業内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、速やかに補助金の額を内定し、当該自治会長に通知するものとする。

(添付書類)

第7条 規則第3条に規定する補助事業交付申請書に添付する事業計画書は、様式第2号によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する補助事業実績報告書に添付する実績報告書は、様式第3号によるものとし、その提出期日は、補助事業が完了した日から起算して1箇月を超えない日又は当該補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第4条関係）

建築、購入又は改修に係る補助

補助対象経費	補助金基本額	補助率
1 自治会館等の建築又は購入に要する経費（3の項に該当する場合を除く。）	15,000,000円を限度とする。	1 / 3
2 自治会館等の改修に要する経費（次の項に該当する場合を除く。）	4,500,000円を限度とする。ただし、災害等突発的事故に対応する場合で市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。	1 / 3。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
3 滋賀県自治振興交付金選択事業実施要綱別表に定める個性輝く自治活動支援事業に該当する経費	24,000,000円を限度とする。	1 / 2以内

備考

- 1 既存建物の除却、外構工事及び備品の整備に要する経費は、補助対象経費から除くものとする。ただし、滋賀県自治振興交付金選択事業実施要綱別表に定める個性輝く自治活動支援事業の人にやさしい改造事業（バリアフリー化をいう。）に該当する場合の外構工事に要する経費にあつては、この限りでない。
- 2 1自治会につき、1施設を対象とする。ただし、1自治会に2以上の自治会館等が設置されている場合で、市長が必要と認めたときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、複数の自治会が共同する連合会組織（以下この項において「連合会」という。）が1施設を建設し、購入し、又は改修して管理する場合は、当該連合会を1自治会とみなす。この場合において、第5条及び第6条中「自治会長」とあるのは、「連合会の長」と読み替えるものとする。
- 4 この表に定めるところにより算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2（第4条関係）

備品等の購入に係る補助

地域内世帯数の区分	補助基本額	補助率
50戸以上の自治会	400,000円を限度とする。	10 / 10
50戸未満の自治会	350,000円を限度とする。	10 / 10

備考 この表に定めるところにより算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

様式第1号（第3条関係）

年度 野洲市自治会館等建設事業補助金交付申請書

年 月 日

野洲市長 様

自治会名 _____

申請者（自治会長）氏名 _____

年度において、自治会館等建設事業補助事業について下記のとおり交付を受けたいので、野洲市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金等交付申請額 _____ 円

2 関係書類

- ① 自治会館等建設事業計画書（様式第2号）
- ② 関係図書（立面図・平面図）
- ③ 見積書(2者以上)
- ④ 写真
- ⑤ 収支予算書

様式第3号（第3条関係）

年度 野洲市自治会館等建設事業収支予算書

（歳入）

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
市補助金		
自己資金		
合計		

（歳出）

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
事業費		
合計		

上記予算書のとおり相違ありません。

年 月 日

自治会名 _____

自治会長氏名 _____

様式第 5 号（第 13 条関係）

年度 野洲市自治会館等建設事業補助金実績報告書

年 月 日

野洲市長 様

自治会名 _____

申請者（自治会長）氏名 _____

年 月 日付け 野自第 _____ 号で自治会館等建設事業補助金の交付の決定の通知があった自治会館等建設事業補助事業について、野洲市補助金等交付規則第 13 条の規定により、その実績を下記の関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- ① 自治会館等建設事業実績報告書（様式第 3 号）
- ② 自治会館等建設に伴う収支精算書
- ③ 完成写真（全体及び主要部分）
- ④ 工事請負契約書（契約行為がある場合）
- ⑤ 請求書の写し
- ⑥ 領収書の写し
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

様式第3号(第8条関係)

年度 自治会館等建設事業実績報告書

1 自治会の名称				
2 事 業 内 容	(1) 設置場所			
	(2) 構造	造 建		
	(3) 建築面積・延床面積	建築面積	m ²	
		延床面積	m ²	
	(4) 目的			
(5) 工期	年 月 日～ 年 月 日			
3 事 業 費	(1) 建設等	総事業費	円	
		(補助対象事業費	円)	
		(補助対象外事業費	円)	
		(内示補助基本額	円)	
4 財 源 内 訳	(1) 補助金	別表第1に定める1の区分、2の区分の場合	市補助金 補助対象事業費と 内示補助基本額の いずれか低い方× 1/3	(円)
		別表第1に定める3の区分の場合	市補助金 (うち県交付金) 補助対象事業費と 内示補助基本額の いずれか低い方× 1/2	(円)
	(2) 自己資金(積立金、賦課金等)			円
	(3) 借入金			円
	(4) その他(寄付金等)			円

様式第6号（第13条関係）

年度 野洲市自治会館等建設事業収支精算書

（歳入）

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
市補助金		
自己資金		
合計		

（歳出）

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
事業費		
合計		

上記精算書のとおり相違ありません。

年 月 日

自治会名 _____

自治会長氏名 _____

様式第9号（第16条関係）

年度 野洲市自治会館等建設事業補助金交付請求書

年 月 日

野洲市長 様

自治会名 _____

申請者（自治会長）氏名 _____

年 月 日付け 野自第 _____ 号で額の確定の通知があった野洲市自治会館等建設事業補助金を下記のとおり交付されるよう、野洲市補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求します。

記

金. _____ 円

記入例

様式第1号（第3条関係）

〇〇年度 野洲市自治会館等建設事業補助金交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

野洲市長 様

**自治会名、自治会長名を
ご記入ください。**

自治会名 _____

申請者（自治会長）氏名 _____

〇〇年度において、自治会館等建設事業補助事業について下記のとおり交付を受けたいので、野洲市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金等交付申請額 _____ 〇〇〇,〇〇〇 円

2 関係書類

- ① 自治会館等建設事業計画書（様式第2号）
- ② 関係図書（立面図・平面図）
- ③ 見積書(2者以上)
- ④ 写真
- ⑤ 収支予算書

**2者以上の見積書を添
付してください。**

野洲市景観形成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号。以下この条において「県条例」という。）の定めるところにより、県との間で景観形成に関する協定を締結した市内の県条例第4条に規定する県民等（以下単に「県民等」という。）が市内の景観形成を図るために行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において野洲市景観形成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、野洲市補助金等交付規則（平成16年野洲市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業、経費、補助率等は、別表に定めるところによる。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助金の限度額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請書の添付書類)

第3条 規則第3条に規定する補助金交付申請書に添付する事業計画書は、滋賀県自治振興交付金選択事業実施要綱（以下「県交付金実施要綱」という。）の規定に準ずるものとする。

(補助事業の変更等)

第4条 補助事業を行う県民等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、県交付金実施要綱の規定に準じた事業変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する補助事業実績報告書に添付する書類は、県交付金実施要綱の規定に準じた実績報告書とし、その提出期日は、補助事業を完了した日から起算して1箇月を超えない日又は当該補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則以下、省略

別表（第2条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
近隣景観形成 協定等修景対 策事業	県交付金実施要綱に定める近隣景観形成協定 等修景対策事業に該当する経費	1 / 2 以 内	12,000円に協定者数を乗じて 得た額
近隣景観形成 協定等取組促 進事業	県交付金実施要綱に定める近隣景観形成協定 等取組促進事業に該当する経費	1 / 2 以 内	20万円

野洲市個性輝く自治活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自治振興のために市内の自治会が実施するまちづくり事業に要する経費に対し、予算の範囲内において自治会に補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、野洲市補助金等交付規則(平成16年野洲市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付基準)

第2条 補助の対象となる事業、経費、補助基本額及び補助率は、別表に定めるところによる。

(事業計画協議書の提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会の代表者(以下「自治会長」という。)は、あらかじめ滋賀県自治振興交付金実施要綱(以下「県交付金実施要綱」という。)の規定に準じた事業計画協議書を市長に提出し、事業計画について協議しなければならない。

(補助金の額の内定)

第4条 市長は、前条の規定による協議を受けたときは、その事業内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、速やかに補助金の額の内定を行い、当該自治会長に通知しなければならない。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書に添付する事業計画書は、県交付金実施要綱の規定に準ずるものとする。

(事業の変更等)

第6条 補助事業を行う自治会長(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、県交付金実施要綱の規定に準じた事業変更(中止・廃止)承認申請書を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかにその理由及び進行状況を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する補助事業実績報告書に添付する書類は、県交付金実施要綱の規定に準じた実績報告書とし、その提出期日は、補助事業を完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

(保存年限)

第8条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の中主町個性輝く自治活動補助金交付要綱(平成12年中主町告示第60号)又は野洲町個性輝く自治活動補助金交付要綱(平成13年野洲町告示第10号)(以下これらを「合併前の告示」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の規定は、平成17年度以降の申請に係る補助金について適用し、平成16年度の申請に係る補助金については、なお合併前の告示の例による。

付 則(平成18年告示第66号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年告示第121号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年告示第56号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年告示第112号)

この告示は、平成21年6月22日から施行し、改正後の野洲市個性輝く自治活動補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金限度額
自主防災育成事業	自主防災組織が実施する防災用資機材の整備に要する経費(ただし、事業費の下限は300,000円とする。)	事業費の2分の1以内とする。	1,000,000円

○野洲市一斉清掃運動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、環境の保全に寄与するため、市内全域を対象に実施する一斉清掃運動に際し、市内の自治会の負担を軽減するため、野洲市一斉清掃運動交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、野洲市交付金交付規則（平成19年野洲市規則第1号。第4条及び第5条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第2条 交付金の交付の対象となる経費は、道路、河川、公園等の公共的な場所で自治会が行う一斉清掃運動に係る車両の借上げに要する経費とする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に車両の借上台数を乗じて得た額とする。

(1) 車両を有償で借り上げる場合は、次に掲げる区分に定める額とし、交付金の対象とする台数は、2台を限度とする。ただし、車両1台の借上料が次に掲げる額に満たない場合は、当該借上料の額を限度とする（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。

ア 最大積載量1トン以上 1台につき9,000円

イ 最大積載量1トン未満 1台につき5,000円

(2) 車両貸出を業とする者以外から借り上げる場合は、1台につき1,500円とする。ただし、交付金の対象とする台数は、4台を限度とする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付の申請をしようとする自治会は、規則第2条に規定する交付金の交付申請書は、野洲市一斉清掃運動交付金交付申請書（別記様式）により、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請において、前条第1号の規定を適用して申請する場合は、借上料の領収書の写しを添付しなければならない。

(実績報告及び額の確定通知の省略)

第5条 規則第11条の規定に基づき、実績報告及び交付金の額の確定通知を省略するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則以下、省略。

★オンライン申請が可能になりました！

野洲市公式HP ⇒ メニュー ⇒ 組織から探す ⇒ 環境課
⇒ 環境美化活動・環境学習 ⇒ 野洲市一斉清掃運動について

https://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/kankyau/hozen_gakusyu/1707800534216.html



年 月 日

野洲市長 様

自治会名

代表者名

野洲市一斉清掃運動交付金交付申請書

年度野洲市一斉清掃運動の資金として、下記のとおり交付を受けたいので、野洲市一斉清掃運動交付金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1 実施状況

- (1) 実施日 _____ 年 月 日 ()
- (2) 参加人数 _____ 人
- (3) 車 両

(ア) レンタカー、企業等借用（有償）

自動車登録番号 (ナンバープレート)	借入先 (レンタカーの会社名等)	最大積載量	補助金額(※1)
		t(トン)	円
		t(トン)	円

(※1) 1トン以上の車両1台につき9,000円、1トン未満の車両1台につき5,000円
ただし、借入金額が上記の金額を下回る場合は、その金額（100円未満切捨て）

(イ) その他の車両

自動車登録番号 (ナンバープレート)	借入先	補助金額(※2)
		円
		円
		円
		円

(※2) 1台につき1,500円

2 交付申請額 (ア) + (イ) _____ 円

様式第5号(第10条関係)

野洲市一斉清掃運動交付金交付請求書

(~~前金払~~・~~概算払~~・精算払)

年 月 日

野洲市長 様

請求者 自治会名

代表者名

年 月 日付野環第 号で交付金の交付の決定の通知があった野洲市一斉清掃運動交付金を下記のとおり交付されるよう、野洲市交付金交付規則第10条第1項・第11条第1項の規定により請求します。

記

金

円

野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金の申請について

野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金については、次の要領により申請等をお願いします。

趣 旨

高齢者が健康で生き生きと安心して生活できる地域社会の構築を図ることを目的とします。

対象事業

- (1) 自治会が自主的に行う地域の高齢者福祉を充実させるための活動に要する経費に対し交付します。
- (2) 趣旨に合致するものであれば、自治会単独で実施するもの、他の自治会その他の市内の市民活動団体と共同で実施するもの、市内の市民活動団体や民間事業者等に委託して実施するものであっても交付金の対象とし、主な例については、次のとおりです。

<主な使途例>

- ・見守り事業（平時の見守り体制づくり）
- ・健康づくり事業（ウォーキング、グラウンドゴルフ、健康づくり教室、ラジオ体操、ニュースポーツ等）
- ・敬老祝賀会

- (3) 上記以外の事業を申請される場合は、事前に交付金の対象となるか等を高齢福祉課にご相談ください。
- (4) その他
 - ① 備品、用具の購入、スタッフへの謝金、協力者の手当等も対象となります。
 - ② 事前協議においてやむを得ないとした場合を除いて、高齢者への金品の贈呈を主な内容とした事業は交付対象となりません。ただし、一定の条件（「見守りリスト」等の作成）を満たしていただいた場合は交付対象とします。
 - ③ 高齢者福祉の事業やボランティア等支援の充実を進めようとする交付金であるため、既存事業等ですでに要している自治会の一般財源の節減のために、当該事業を新規の交付対象事業として申請されることは原則認められません。

交付対象者

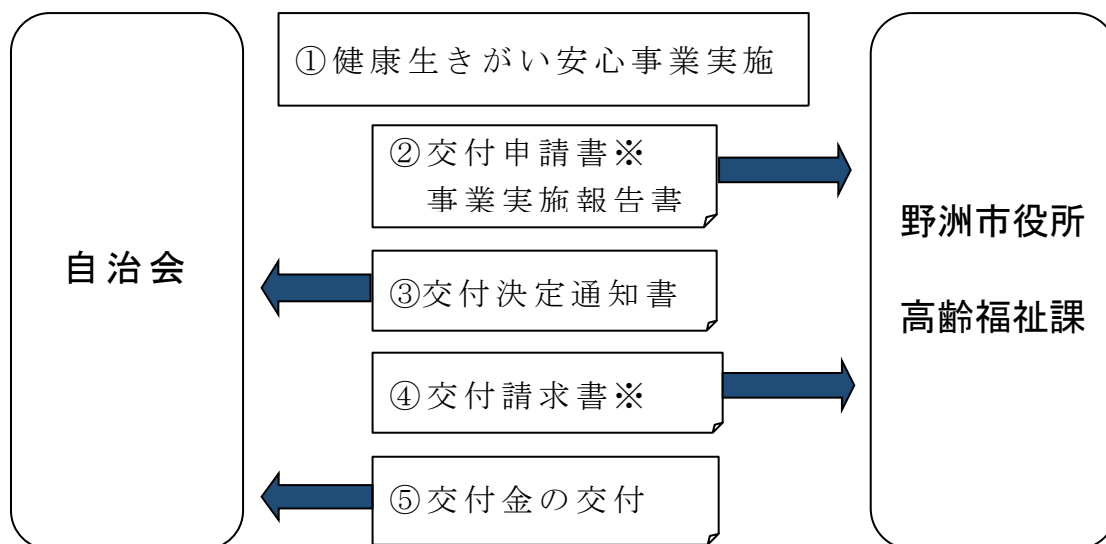
交付対象事業を実施する野洲市自治連合会に加入の自治会とします。

交付金額

毎年4月1日現在の住民基本台帳に登録された自治会内の75歳以上高齢者（当該年度中に満75歳となる人も含む。）の人数に1,200円を乗じた金額を交付するものとします。
なお、事業対象の高齢者を75歳以上に限定する必要はありません。

交付金交付申請手続きの流れ

交付金交付申請は、事業完了後速やかに提出してください。事務手続きの都合上、1月末日までに提出をお願いします。



※②と④は、同時に提出できます。

②高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付申請書（様式第1号）及び高齢者健康生きがい安心事業実施報告書（別記様式）を事業実施後、できるだけ速やかに提出してください。

※健康生きがい安心事業実施報告書には、実施日・事業内容・参加人数・事業効果を記入し、健康生きがい安心事業の決算書抄本や案内状・チラシ等事業内容の分かる書類や写真等を添付してください。

※金品等を贈呈することを目的とした事業を実施した場合は、対象者の見守りリスト（健康面等の聞き取り内容をまとめたもの）または見守りマップをご提出ください。

③高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付決定の通知（市から自治会へ）

④高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付請求書（様式第5号）の提出。

※請求日は、交付決定日以後の日付を記入してください。②交付申請書と④交付請求書を同時に提出していただくことも可能です。

※同時提出時は、交付請求書（様式第5号）の請求日、交付決定の日付及び発番は高齢福祉課で記入しますので空欄でご提出ください。

⑤高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金の交付（市から自治会へ）

自治会の登録口座に振り込みます。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付金の交付の申請をした者(以下「交付申請者」という。)に交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

（交付決定の変更申請等）

第6条 交付申請者は、前条の規定による通知を受領した後に交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)の内容に変更が生じたときは、当該通知に係る交付金の交付の決定の変更を市長に申請しなければならない。

2 第3条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、交付金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。

2 第5条の規定は、前項の場合について準用する。

（実績報告）

第8条 交付金の交付の決定を受けた者(以下「交付事業者」という。)は、交付対象事業が完了したときは、市長に対し、実績報告書(様式第3号)に事業の成果が分かる書類を添えて報告しなければならない。

（交付金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書の書類を審査し、その報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に対し、確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

（交付金の交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた交付事業者が、交付金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第5条の規定による交付の決定の通知後において、概算払又は前金払により交付することができる。この場合において、交付事業者は、交付対象事業の完了後速やかに第8条の規定による実績報告書を提出しなければならない。

（実績報告及び額の確定通知の省略）

第11条 市長は、交付対象事業の内容が明らかであり、実績報告の必要がないと認めるときは、第8条及び第9条の手続を省略することができる。この場合において、前条の交付金の交付方法は、同条第2項前段の規定によるものとする。

2 前項の規定を適用する場合においては、前条第2項前段中「概算払又は前金払」とあるのは、「精算払」と読み替えるものとする。

様式第1号(第2条関係)

高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付申請書

年 月 日

野洲市長 様

申請者 自治会名
代表者名

年度野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等の資金として、下記のとおり交付を受けたいので、野洲市交付金交付規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付金交付申請額

円

2 関係書類

- (1) 高齢者健康生きがい安心事業実施報告書（別記様式）
- (2) 高齢者健康生きがい安心事業の内容が分かるもの、事業の写真（1枚以上）など

別記様式（第5条関係）

年 月 日

野洲市長 様

自治会名
代表者名
電話番号

高齢者健康生きがい安心事業実施報告書

1 事業内容（実施日、内容など）

2 事業規模（参加人数、件数など）

3 事業効果

※添付資料 実施事業の内容が分かるもの（案内状、要領・計画書、支払関係書類などの写し）、事業の写真など。

様式第 5 号(第 10 条関係)

高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付請求書(精算払)

年 月 日

野洲市長 様

請求者 自治会名
代表者名

年 月 日付け野高第 号で交付金の交付の決定の通知があった野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金を下記のとおり交付されるよう、野洲市交付金交付規則第10条第1項・第11条第1項の規定により請求します。

記

金 円

記入例

様式第1号(第2条関係)

申請書の提出日を
記入してください。

野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付申請書

年 月 日

野洲市長 様

自治会名、自治会長名を記入して
ください。

申請者 自治会名 ○○○○自治会
代表者名 自治会長 △△ □□

事業年度を記入
してください。

年度野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等の資金として、下記のとおり交付を受けたいので、野洲市交付金交付規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

5月に通知した交付金交付上限額又は事業実施必要額のうち、いずれか少ない額を記入してください。

記

1 交付金交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 高齢者健康生きがい安心事業実施報告書（別記様式）
- (2) 高齢者健康生きがい安心事業の内容が分かるもの、事業の写真（1枚以上）など

記入例

別記様式（第5条関係）

申請書と同じ日を記入してください。

年 月 日

野洲市長 様

自治会名、自治会長名を記入してください。

自治会名 ○○○○自治会
代表者名 自治会長 △△ □□
電話番号

高齢者健康生きがい安心事業実施報告書

1 事業内容（実施日、内容など）

○○○○広場 ○○年△月□日 午前10時～午後2時

子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れて、運動指導士による脳トレ体操やゲームを楽しむ広場の実施。

昼食は、炊き出し訓練も兼ねた手作りおにぎりを配る。

2 事業規模（参加人数、件数など）

参加人数 25人

3 事業効果

事業を行った結果、どのような効果があったのか。また、お気づきの点など記入ください。

※添付資料 実施事業の内容が分かるもの（案内状、要領・計画書、支払関係書類などの写し）、事業の写真など。

記入例

様式第5号(第10条関係)

高齢者健康生きがい安心事業費等交付金交付請求書(精算)

請求書の提出日を記入してください。※交付申請書と同時に提出される場合は高齡福祉課で記入します。空欄でご提出ください。

年 月 日

野洲市長 様

自治会名、自治会長名を記入してください。

請求者 自治会名 ○○○○自治会

代表者名 自治会長 △△ □□

決定通知書から転記してください。※交付申請書と同時に提出される場合、日付は高齡福祉課で記入します。空欄でご提出下さい。

※交付申請書と同時に提出される場合、発番は高齡福祉課で記入します。空欄でご提出下さい。

年 月 日付け野高第 号で交付金の交付の決定の通知があった野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金を下記のとおり交付されるよう、野洲市交付金交付規則第10条第1項・第11条第1項の規定により請求します。

記

決定通知書に記載されている交付決定額となります。

金

円

○野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付要綱

平成26年12月16日

告示第144号

改正 平成31年1月28日告示第3号

(題名改称)

令和3年5月1日告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者が健康で生き生きと安心して生活できる地域社会の構築を図ることを目的に、自治会が自主的に行う地域の高齢者福祉を充実させるための活動に要する経費に対し、予算の範囲内において野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、野洲市交付金交付規則（平成19年野洲市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平31告示3・一部改正)

(交付対象自治会)

第2条 交付金の交付を受けることができる自治会は、前条に規定する活動を行う野洲市自治連合会に加入している自治会であって、市長が適当と認めたものとする。

(令3告示76・一部改正)

(交付対象経費)

第3条 交付金を充てることができる自治会の経費は、第1条に規定する活動に要する経費とする。ただし、金品の贈呈のみを実施するものは、含まない。

(令3告示76・一部改正)

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、毎年度4月1日現在における自治会の高齢者（当該年度において満75歳以上の年齢に到達する者）の人数を年額1,200円に乗じて得た額とする。

(令3告示76・一部改正)

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする自治会は、規則第2条に規定する交付申請書に、高齢者健康生きがい安心事業実施報告書（別記様式）を添えて、当該事業を実施した年度末までに市長に提出しなければならない。

(平31告示3・令3告示76・一部改正)

(実績報告及び額の確定通知の省略)

第6条 規則第11条の規定に基づき、実績報告及び交付金の額の確定通知を省略するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(野洲市自治会敬老事業費補助金交付要綱の廃止)

2 野洲市自治会敬老事業費補助金交付要綱(平成18年野洲市告示第93号)は、平成27年3月31日限り廃止する。

(令和3年度における対象経費の特例)

3 令和3年度においては、第3条ただし書の規定は、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される状況下において、高齢者の安心を確保するための訪問活動を実施するために、市長が必要と認める場合に限り、適用しないものとする。

(令3告示76・追加)

付 則(平成31年告示第3号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和3年告示第76号)

この告示は、令和3年5月1日から施行し、改正後の野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金交付要綱の規定は、令和3年度の交付金から適用する。

野洲市河川愛護作業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、河川愛護思想の普及に資するため、自治会その他団体等(以下「自治会等」という。)が行う河川愛護作業に要する経費に対し、予算の範囲内で野洲市河川愛護作業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、野洲市補助金等交付規則(平成16年野洲市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象作業等)

第2条 補助金の対象は、一級河川、準用河川及び普通河川の河川愛護作業とし、その作業等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 堤防敷に生じる草木の刈り取り及び伐採除去作業
 - (2) 堤防敷に投棄されたごみその他汚物の除去作業
 - (3) 堤外地の障害竹木の除去作業
 - (4) 前3号に定める作業に特定して契約する傷害保険(以下「保険」という。)に関する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた作業
- 2 前項第1号から第3号までに規定する作業(以下「作業」という。)について、自治会等が受けることができる補助金は、当該年度において1回限りとする。
- 3 作業は、自治会等が4月21日から12月28日までに実施したものとする。

(算定基準)

第3条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲において作業を実施した河川区域の面積で決定する。

(実施計画書)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、河川愛護作業実施計画書(様式第1号)に実施予定箇所図を添付して、作業実施日の20日前までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 作業が完了した自治会等は、直ちに河川愛護作業実績報告書(様式第2号)に実施経過写真その他関係書類を添付して、当該年度の12月28日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、自治会等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく補助金の交付決定及び通知を行った場合は、規則第4条に基づく補助金の額の確定及び当該通知を行ったものとみなす。

3 規則第13条に規定する実績報告書の提出は、前条に規定する実績報告書の提出により行われたものとみなす。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の中主町河川愛護作業補助金交付要綱(平成11年中主町告示第77号)又は野洲町河川愛護作業補助金交付要綱(平成16年野洲町告示第51号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成18年告示第18号)

この告示は、平成18年2月8日から施行する。

付 則(平成21年告示第87号)

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

付 則(平成24年告示第24号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成28年告示第225号)

この告示は、平成28年12月12日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

河川愛護作業実施計画書

年 月 日

野洲市長 様

申請者

年度において、野洲市河川愛護作業補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

- 1 実施予定日 年 月 日 時 ~ 時
- 2 実施予定場所 野洲市 地先
- 3 河川名 河川 川
- 4 実施予定面積 実施延長 m × 実施幅員 m = m²
- 5 実施内容
- 6 添付書類 実施予定箇所図

(注意) 実績報告書提出時には、実施経過写真（作業前・作業中・作業後）
を添付願います。

河川愛護作業実績報告書

年 月 日

野洲市長 様

申請者

年度において実施した作業について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日 年 月 日 時 ～ 時
- 2 実施場所 野洲市 地先
- 3 河川名
- 4 実施面積 実施延長 m × 実施幅員 m = m²
合 計 m²
- 5 実施内容
。
- 6 添付書類 (1) 実施経過写真 (作業前・作業中・作業後)
(2) 実施箇所図 (変更がある場合のみ)

(記 載 例)

様式第1号 (第4条関係)

河川愛護作業実施計画書

年 月 日

野洲市長 様

申請者

年度において、野洲市河川愛護作業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

- 1 実施予定日 年 **8** 月 **7** 日 **8**時 ~ **12**時
- 2 実施予定場所 野洲市 **野洲** 地先
- 3 河川名 **一級** 河川 **野洲** 川
- 4 実施予定面積 実施延長 **500**m × 実施幅員 **10**m = **5,000**m²
- 5 実施内容
・肩掛け式草刈りによる除草作業および堤防上のごみひろい。
- 6 添付書類 **実施予定箇所図**

(注意) 実績報告書提出時には、実施経過写真 (作業前・作業中・作業後)を添付願います。

(記 載 例)

様式第2号 (第5条関係)

河川愛護作業実績報告書

年 月 日

野洲市長 様

申請者

年度において実施した作業について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 実施日 年 **8** 月 **7** 日 **8**時 ~ **12**時

2 実施場所 野洲市 **野洲** 地先

3 河川名 **一級** 河川 **野洲** 川

4 実施面積 実施延長 **500**m × 実施幅員 **10**m = **5,000** m²

自走式草刈・肩掛け式草刈・清掃作業等の明記をお願いします。

5 実施内容

- ・肩掛け式草刈りによる除草作業および堤防上のごみひろい。
- ・参加人数 **30名**(把握できる範囲で結構です。)

6 添付書類 (1) 実施経過写真(作業前・作業中・作業後)
(2) 実施箇所図(変更がある場合のみ)

作業内容が分かる写真を添付願います。
(草刈機が分かる写真)
自走式草刈機使用の場合は使用中写真

1. **自主防災組織等活動交付金の趣旨**

災害発生時の被害を抑えるためには、地域のコミュニティである自主防災組織（共助）の活動が重要となるため、野洲市においても、自治会単位での自主防災組織の設立及び組織強化を図り、地域防災力の向上を促進しているところです。

そこで、平成20年度から組織における積極的な活動展開を促進するため、活動状況に応じた自主防災組織等活動交付金を交付しております。

この交付事業における組織の定義は、次のとおりです。
 自主防災組織； 地域（自治会）で設置されている組織で、地震などの災害発生時に消火、救出、救護活動、避難誘導などを行い被害の軽減を図る目的に設置されている組織のことを言います。
 自衛消防隊等； 地域（自治会）で設置されている組織で、火災発生時の消火活動などにより被害の軽減を図る目的に設置されている組織（自衛消防隊、自警団、婦人消防隊、女性消防隊、シルバー消防隊等）のことを言います。

2. **交付対象事業・交付金の交付基準・実績報告**

交付対象となる事業は、次に掲げるものとし、**2以上の事業の実施で交付**します。

- (1) 訓練（消火・避難・救急・防災訓練等）*マンションの消防訓練含む。
 ※マンション自治会の場合、管理組合と合同で実施される場合には、その旨を届出書に記載願います。
 - (2) 研修（研修会・勉強会・DIG[災害をイメージする]訓練）*市リーダー研修会も含む。
 - (3) 点検（資機材点検・消火器具点検等）*マンションの設備点検での立会いも含む。
 - (4) 巡視（危険箇所の巡視・夜警・防火パトロール等）*マンションの共用部分の巡視含む。
- 交付金の額は、次に掲げる額の合計となります。

- ① 上記に掲げる **1交付事業当たり5,000円を乗じた金額**
 *2事業10,000円、3事業15,000円、4事業20,000円
- ② 毎年4月1日現在の住民基本台帳における自治会内の人口に **20円を乗じた金額**

交付金額の積算（概算）・精算例

例) 自治会内人口1,000人の自治会の場合(※自治会内の人数は、市で算定します。)

(1) 訓練…	(計画) 1回	(実績) 中止	×
(2) 研修…	(計画) 1回	(実績) 1回	○
(3) 点検…	(計画) 3回	(実績) 1回	○
(4) 巡視…	(計画) 1回	(実績) 1回	○

① 交付事業4項目×@5,000円 = 20,000円

② 人口1,000人 ×@20円 = 20,000円

①+②=合計40,000円を自治会へ交付（概算払い）

● 3月の実績報告時 交付事業3項目×5,000円=15,000円となり上記①との差額5,000円を返還していただくこととなりますので留意ください。

※年度末に実績報告書を提出していただく際には、次の資料を添付していただく必要がありますので留意願います。申請書等の様式は、野洲市HP（申請書等ダウンロード：市民の方へ：自治会活動）からお取りください。

- 事業(1)(2)の開催通知文書または回覧文書がある場合は添付願います。
- 点検(3)・巡視(4)の結果は、実績報告書に実施日を記載ください。
- 記録写真がある場合は、添付。 **（注意）実績報告書に実施日の記載は必須。**

3. **事務手続きの流れ** （凡例：▲は市、△は自治会）

- 4月 ▲申請書等の書類が市から届く。
- 5月 △申請書等を市へ提出する。（期限：5月10日）
- 6月 ▲決定通知書・請求書が市から届く。△請求書を市へ提出する。
- 7月 ▲市から交付金が自治会名義の口座に振り込まれる。【交付金概算払い】
- 12月 ▲実績報告書等の書類が市から届く。
- 1月～3月 △実績報告書等を市へ提出する。（期限：3月14日）【交付金確定】
- 3月 ▲確定通知書が市から届く。（精算完了）

野洲市自主防災組織等活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の自治会及び自治連合会における自主防災組織等の活動の推進を図るため、各自治会の自主防災組織及び自衛消防隊等（以下「自主防災組織等」という。）が実施する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において野洲市自主防災組織等活動交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、野洲市交付金交付規則（平成19年野洲市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、自主防災組織等を設けている自治会又は自治連合会とする。

(交付基準及び交付金額)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、次に掲げるものとし、交付対象者は、2以上実施するものとする。

- (1) 訓練（避難訓練・消火訓練等）
- (2) 研修（座談会・講演会・DIG等）
- (3) 点検（資機材点検・消火器具点検等）
- (4) 巡視（危険箇所巡視・夜警等）

2 交付する交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 前項各号に掲げる1交付事業当たり5,000円を乗じて得た額
- (2) 交付金の対象となる当該年度の4月1日の住民基本台帳による人口に20円を乗じて得た額

(交付申請)

第4条 交付対象者は、規則第2条に規定する交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 自主防災組織等結成状況報告書（様式第1号）
- (2) 自主防災組織等活動計画書（様式第2号）
- (3) 消防防災備品等保有状況調査書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要とする書類

(実績報告)

第5条 交付金の交付の決定を受けた者は、すべての交付事業を完了した日から起算して1箇月を超えない日又は当該交付金の交付決定に係る年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、規則第8条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 自主防災組織等活動実績書（様式第4号）
- (2) その他市長が必要とする書類

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

規則様式第1号（第2条関係）

野洲市自主防災組織等活動交付金交付申請書

年 月 日

野洲市長 様

申請者 自治会名 自治会

自治会長名

年度野洲市自主防災組織等活動交付金の資金として、下記のとおり交付を受けたいので、野洲市交付金交付規則第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付金交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 自主防災組織等結成状況報告書（交付要綱様式第1号 別紙1）
- (2) 自主防災組織等活動計画書（交付要綱様式第2号 別紙2）
- (3) 消防防災備品等保有状況調査書（交付要綱様式第3号 別紙3）
- (4) 自主防災組織等隊員名簿（災害補償条例施行規則様式第9号 別紙4）

交付要綱様式第1号（第4条関係）

自主防災組織等結成状況報告書

自治会名	
------	--

年 4月 1日現在における、自主防災組織等の結成状況について次のとおり報告します。

記

番号	組 織 名	構成員数	結成時期	組織規約等の有無	備 考
①			年 月	有・無	
②			年 月	有・無	
③			年 月	有・無	
④			年 月	有・無	
⑤			年 月	有・無	

交付要綱様式第2号（第4条関係）

年度 自主防災組織等活動計画書

自治会名

番号	自主防災組織等の組織名
①	
②	
③	
④	
⑤	

事業区分	開催予定回数	開催予定月日	内 容	実施組織、参加組織 ※1参照	参加予定者数 (人)
(1) 訓練（避難訓練・消火訓練等）	回				
(2) 研修（座談会・講演会・DIG訓練等）	回				
(3) 点検（資機材点検・消火器具点検等）	回				
(4) 巡視（危険箇所巡視・夜警等）	回				
(5) その他	回				

※1 「実施組織、参加組織」欄は、上表の「番号」欄の数字を記載してください。

交付要綱様式第3号（第4条関係）

消防防災備品等保有状況調査書

自治会名	
------	--

区分	数量	メーカー	規格等 (構造・馬力・型番等)	購入・設置等年月
防災資機材収納倉庫	m ²			年 月
小型動力ポンプ	台			年 月
軽可搬ポンプ	台			年 月
チェンソー	台			年 月
エンジンカッター	台			年 月
発電機	台			年 月
投光器	個	——	——	年 月
ジャッキ	個	——	——	年 月
バール	個	——	——	年 月
かけや	個	——	——	年 月
大ハンマー	個	——	——	年 月
担架	個	——	——	年 月
救急医療用セット	セット	——	——	年 月
ヘルメット	個	——	——	年 月
ハンドマイク	個			年 月
土嚢用袋	枚			年 月
AED	台			年 月
リヤカー	台			年 月
無線機	台			年 月
備蓄保存水(500ml)6年保存	本			年 月
備蓄食糧(アルファ化米)	個			年 月

※消防防災備品等の保有状況で、メーカー・規格等がわかれば記入してください。

災害補償条例施行規則
様式第9号（第7条関係）

(NO. 1)

自治会名 _____ 自治会

組織名 _____

自主防災組織等隊員名簿

総員 人

	職	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

令和 年4月1日現在の現員数等は、上記のとおりでありますので報告します。

※この隊員名簿は、組織ごとに作成願います。（組織が複数の場合は複写して作成ください。）

(NO. 2)

自治会名 _____ 自治会

組織名 _____

	職	氏 名	備 考
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			

令和 年4月1日現在の現員数等は、上記のとおりでありますので報告します。

規則様式第3号（第8条関係）

野洲市自主防災組織等活動交付金実績報告書

年 月 日

野洲市長 様

申請者 自治会名 自治会

自治会長名

年 月 日付け野自第 号で野洲市自主防災組織等活動交付金の交付決定の通知があった野洲市自主防災組織等の活動について、野洲市交付金交付規則第8条の規定により、下記のとおりその実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 自主防災組織等活動実績書（交付要綱様式第4号）
 - 2 その他の書類（次の①又は②のいずれかを添付してください。）
 - ① 開催通知文、開催要項又は回覧文等（必要最小限）
 - ② その他活動内容等が確認できる書類（必要最小限）
- ※記録写真がありましたら事業ごとに1～2枚程度添付願います。

年度 自主防災組織等活動実績書

自治会名

番号	自主防災組織等の組織名
①	
②	
③	
④	
⑤	

事業区分	開催回数	開催月日	内 容	実施組織、参加組織 ※1 参照	参加者数 (人)
(1) 訓練（避難訓練・消火訓練等）	回				
(2) 研修（座談会・講演会・DIG等）	回				
(3) 点検（資機材点検・消火器具点検等）	回				
(4) 巡視（危険箇所巡視・夜警等）	回				
(5) その他	回				

※1 「実施組織、参加組織」欄は、上表の「番号」欄の数字を記載してください。

※2 写真、会議次第、実施要項、開催通知等の活動の内容がわかる書類等を添付してください。

規則様式第5号（第10条関係）

野洲市自主防災組織等活動交付金交付請求書（概算払）

年 月 日

野洲市長 様

申請者 自治会名 自治会

自治会長名

年 月 日付け野自第 号で交付金の交付の決定の通知があった野洲市自主防災組織等活動交付金を下記のとおり交付されるよう、野洲市交付金交付規則第10条第1項及び第11条第1項の規定により請求します。

記

金 円

記入例

規則様式第 1 号 (第 2 条関係)

野洲市自主防災組織等活動交付金交付申請書

申請書の提出日を記入ください。

年 月 日

野洲市長 様

申請者 自治会名 ○○○○自治会

自治会名、自治会長名を記入ください。

氏 名 自治会長 △△ □□

事業年度を記入ください。

年度野洲市自主防災組織等活動交付金の資金として、下記のとおり交付を受けたいので、野洲市交付金交付規則第 2 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請金額については、自治防災課にて算定しますので空欄でお願いします。

1 交付金交付申請額

円

2 添付書類

- (1) 自主防災組織等結成状況報告書 (交付要綱様式第 1 号) 別紙 1
- (2) 自主防災組織等活動計画書 (交付要綱様式第 2 号) 別紙 2
- (3) 消防防災備品等保有状況調査書 (交付要綱様式第 3 号) 別紙 3
- (4) 自主防災組織等隊員名簿 (災害補償条例施行規則様式第 9 号) 別紙 4

記入例

別紙 1

交付要綱様式第 1 号 (第 4 条関係)

自主防災組織等結成状況報告書

事業年度を
記入ください。

自治会名 ○○○自治会

年 4 月 1 日現在における、自主防災組織等の結成状況について次の
とおり報告します。

記

番号	組 織 名	構 成 員 数	結 成 時 期	組 織 規 約 等 の 有 無	備 考
①	○○自主防災組織	80人	H15年4月	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
②	△△自衛消防隊	30人	S60年6月	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
③	□□女性消防隊	15人	H10年10月	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
④			年 月	有・無	
⑤			年 月	有・無	

記入例

別紙2

交付要綱様式第2号（第4条関係）

事業年度を記入
ください。

年度 自主防災組織等活動計画書

自治会名
〇〇〇自治会

番号	自主防災組織等の組織名
①	〇〇自主防災組織
②	△△自衛消防隊
③	□□女性消防隊
④	
⑤	

事業区分	開催予定回数	開催予定月日	内 容	実施組織、 参加組織 ※1 参照	参加予 定者数 (人)
(1) 訓練（避難訓練・ 消火訓練等）	2回	6月〇日	避難訓練	①	120人
		9月〇日	消火訓練	②③	20人
(2) 研修（座談会・講 演会・D I G訓練等）	2回	7月〇日	防災研究会	①	50人
		10月〇日	D I G訓練	②	30人
(3) 点検（資機材点 検・消火器具点検 等）	13回	毎月1回	消火器具等点検	②③	20人
		8月〇日	資機材点検	①	10人
(4) 巡視（危険箇所巡 視・夜警等）	7回	5月〇日	危険箇所巡視	①	25人
		12月25～30日	年末夜警	①	30人
(5) その他	回				

※1 「実施組織、参加組織」欄は、上表の「番号」欄の数字を記載してください。

様式第 3 号（第 4 条関係）

消防防災備品等保有状況調査書

自治会名	〇〇〇〇自治会
------	---------

区分	数量	メーカー	規格等 (構造・馬力・型番等)	購入・設置等年月
防災資機材収納倉庫	6.45 m ²	〇〇〇〇	LMC-2229	平成 12 年 7 月
小型動力ポンプ	1 台	△△△△	VC62BS	平成 17 年 5 月
軽可搬ポンプ	1 台	□□□□	TF03	昭和 63 年 6 月
チェンソー	2 台	☆☆☆☆	E-1029S	平成 12 年 9 月
エンジンカッター	2 台	◎◎◎◎	EC-90	平成 12 年 9 月
発電機	1 台	▽▽▽▽	EX-6	平成 13 年 9 月
投光器	2 個	----	----	平成 13 年 9 月
ジャッキ	2 個	----	----	平成 13 年 9 月
バール	2 個	----	----	平成 13 年 9 月
かけや	1 個	----	----	平成 14 年 8 月
大ハンマー	1 個	----	----	平成 14 年 8 月
担架	2 個	----	----	平成 14 年 8 月
救急医療用セット	1 セット	----	----	平成 14 年 8 月
ヘルメット	20 個	----	----	平成 14 年 8 月
ハンドマイク	2 個	----	----	平成 2 年 5 月
土嚢用袋	100 枚	----	----	平成 2 年 5 月
A E D	1 台			年 月
リヤカー	1 台			年 月
無線機	5 台			年 月
備蓄用保存水(500ml)	240 本			年 月
備蓄用食糧(アルファ化米)	500 個			年 月

※消防防災備品等の保有状況について、数量・メーカー・規格等を記入してください。

記入例

別紙 4

災害補償条例施行規則
様式第9号（第7条関係）

(NO. 1)

自治会名 ○ ○ 自治会
組織名 ○ ○ 自主防災隊

自主防災組織等隊員名簿

総員 人

	職	氏 名	備 考
1	会 長又は隊 長	○ ○ ○ ○	
2	副会長又は副隊長	○ ○ ○ ○	
3	防災員又は隊員	○ ○ ○ ○	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

令和 年4月1日現在の現員数等は、上記のとおりでありますので報告します。
※この隊員名簿は、組織ごとに作成願います。(組織が複数の場合は複写して作成ください。)

(NO. 2)

自治会名 _____ 自治会

組織名 _____

	職	氏名	備考
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			

令和 年4月1日現在の現員数等は、上記のとおりでありますので報告します。

記入例

規則様式第3号（第8条関係）

野洲市自主防災組織等活動交付金実績報告書

年 月 日

野洲市長 様

申請者 自治会名

自治会

自治会名、自治
会長名を記入く
ださい。

日付・番号は自治防災課
で記入します。

自治会長名

年 月 日付け野自第 号で野洲市自主防災組織等活動交付金の交付
決定の通知があった野洲市自主防災組織等の活動について、野洲市交付金交付
規則第8条の規定により、下記のとおりその実績を関係書類を添えて報告しま
す。

記

関係書類

- 1 自主防災組織等活動実績書（交付要綱様式第4号）
- 2 その他の書類（次の①又は②のいずれかを添付してください。）
 - ① 開催通知文、開催要項又は回覧文等（必要最小限）
 - ② その他活動内容等が確認できる書類（必要最小限）※記録写真がありましたら事業ごとに1～2枚程度添付願います。

記入例

交付要綱様式第4号（第5条関係）

事業年度を記入
ください。

年度 自主防災組織等活動実績書

自治会名
〇〇〇自治会

番号	自主防災組織等の組織名
①	〇〇自主防災組織
②	△△自衛消防隊
③	□□女性消防隊
④	
⑤	

事業区分	開催回数	開催月日	内 容	実施組織、参加組織 ※1参照	参加者数 (人)
(1) 訓練（避難訓練・消火訓練等）	2回	6月〇日	避難訓練	①	120人
		9月〇日	消火訓練	②③	20人
(2) 研修（座談会・講演会・DIG等）	2回	7月〇日	防災座談会	①	50人
		10月〇日	D I G 訓練	②	30人
(3) 点検（資機材点検・消火器具点検等）	13回	毎月1回	消火器具等点検	②③	20人
		8月〇日	資機材点検	①	10人
(4) 巡視（危険箇所巡視・夜警等）	4回	5月〇日	危険箇所巡視	①	25人
		12月28~30日	年末夜警	①	30人
(5) その他	2回	1月〇日	消防出初式	①	2人
		1月15日	左義長に係る警備	②	5人

※1 「実施組織、参加組織」欄は、上表の「番号」欄の数字を記載してください。

※2 写真、会議次第、実施要項、開催通知等の活動の内容がわかる書類等を添付してください。

記入例

規則様式第 5 号（第 10 条関係）

野洲市自主防災組織等活動交付金交付請求書（概算払）

請求書の提出日を記入ください。

年 月 日

野洲市長 様

自治会名、自治会長名を記入ください。

申請者 自治会名

自治会

日付・番号は自治防災課で記入します。

自治会長名

年 月 日付け野自第 号で交付金の交付の決定の通知があった野洲市自主防災組織等活動交付金を下記のとおり交付されるよう、野洲市交付金交付規則第 10 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定により請求します。

記

決定通知書に記載されている交付決定額となります。

金

円

(一財)自治総合センターのコミュニティ支援施策

宝くじの収益を財源とし、コミュニティの健全な発展を図ることを目的に(一財)自治総合センターでは次の助成事業を実施しています。

県内の自治会等でも、これまでにいくつかの団体がこの制度を活用されて、地域のまちづくりを展開されています。

☆コミュニティ助成事業（参考：コミュニティ助成事業実施要綱 抜粋）

事業名	助成事業の内容	助成金 1件につき以下の額で 10万円単位（10万円未満を切り捨て）
一般コミュニティ助成事業	<p>コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に要する経費に対して助成されます。</p> <p>たとえば…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太鼓、法被、テントなどコミュニティ行事に必要な備品の整備 ・ パソコン、複写機など文化・学習活動に必要な備品の整備 	100万円から 250万円まで
コミュニティセンター助成事業	<p>住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設の建設又は大規模修繕に要する経費と、その施設に必要な備品の整備に要する経費に対して助成されます。</p>	対象となる事業費の3/5以内に相当する額で1,500万円まで
地域防災組織育成助成事業	<p>地域の自主防災組織などが行う防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に要する経費に対して助成されます。</p>	30万円から 200万円まで
青少年健全育成助成事業	<p>青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業であり、主として親子で参加するソフト事業に要する経費に対して助成されます。</p>	30万円から 100万円まで

【「備品管理台帳」参考例】

備品は自治会の大切な財産です。備品台帳を作成して、管理をしましょう！

●●自治会備品管理台帳

番号	備品・設備名、 費用区分	規格・仕様・形 式・メーカー、 費用項目等	数量	単価	購入金額	保管場所	取得年月日	廃棄年月日
1							年 月 日	年 月 日
2							年 月 日	年 月 日
3							年 月 日	年 月 日
4							年 月 日	年 月 日
5							年 月 日	年 月 日
6							年 月 日	年 月 日
7							年 月 日	年 月 日
8							年 月 日	年 月 日
9							年 月 日	年 月 日
10							年 月 日	年 月 日
11							年 月 日	年 月 日
12							年 月 日	年 月 日